小郡市監査委員公表第２１号

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和８年１１月９日

小郡市監査委員　　髙　山　　晃
小郡市監査委員　　立　山　　稔

定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定により、定期監査を小郡市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

第１　監査の概要

１　実施期間　　令和８年９月１１日から令和８年１０月１３日まで

２　監査対象　　市民福祉部　国保年金課

３　監査範囲　　令和７年度の財務に関する事務及び一般事務

４　着眼点　　財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

５　監査方法　　事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

第２　監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

1　監査委員指摘事項（改善が必要であると認められるもの）

（１）未収入金の繰越について適正な事務処理を求めるもの

国民健康保険事業特別会計の返納金（不当利得返納金滞納繰越分　令和５年度分 被険者分３件）について、令和７年度末の未収入金は１１６，１３３円であり、この額で繰り越すべきところを、翌年度に２３，７８３円で繰越の調定をしていた。

歳入を収入しようとするときは、その収入の根拠を確認、調査し、調定書により調定しなければならない。適正な事務処理を行われたい。

2　事務局指導事項（監査委員指摘事項に至らない軽微な事項）

（１）旅費支出事務（１件）

・出張命令が適正でないもの

（２）契約事務（１件）

・財政課の審査を受けていないもの

（３）予算事務（１件）

・財政課長の合議がないもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。